

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第31号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 特勤手当の月額、特勤手当基礎額に、別表第1及び別表第2の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の18を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 前項の特勤手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「定年前再任用条例」という。）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）とする。</p> <p>(1) 職員が特勤公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日）</p> <p>(2) 職員が特勤公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特勤公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p> <p>(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特勤公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特勤公署に該当するとき 当該公署の移転の日</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の</p>	<p>第3条 特勤手当の月額、特勤手当基礎額に、別表第1及び別表第2の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 前項の特勤手当基礎額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「定年前再任用条例」という。）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、給料の月額）とする。</p>

給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年岩手県条例第69号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第71号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。）であった者に限る。）
前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号）附則第2項に規定する減額改定対象職員をいう。）であった者に限る。）
前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第77号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成23年改正条例第3条の規定による改正後の一般職の職

員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

（1） 条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額並びに同日」とする。

（2） 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額並びに」とする。

（3） 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号又は第5号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額並びに同日」とする。

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 [略]

2 条例第30条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職

（特地勤務手当に準ずる手当）

第4条 [略]

2 条例第30条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再

員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

[略]

[略]

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

4 [略]

第5条 [略]

2・3 [略]

4 条例第30条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

任用短時間勤務職員にあっては、給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

[略]

[略]

3 [略]

第5条 [略]

2・3 [略]

4 条例第30条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員が適用日又は定年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされた日に特
地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第
1項及び第2項 (同条第3項及び附則第4項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにお
いて同じ。) 並びに附則第5項の規定により支給されるこ
ととなる期間及び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとな
った公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異
動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の
指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準
特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び
第2項並びに附則第5項の規定により指定日以降支給され
ることとなる期間及び額

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤
する公署が、当該職員の適用日又は定年前再任用条例第2
条の規定に基づく採用された日前に特地公署又は準特地公
署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当
該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項
並びに附則第5項の規定により指定日以降支給されること
となる期間及び額

(4)～(6) [略]

5 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当
基礎額)

2 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員であつて、第3
条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつ
たものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同
項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料
の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」
とする。

3 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条
第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第
1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第
4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会
の定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当
に準ずる手当の月額)

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員が適用日又は定
年前再任用条例第2条の規定に基づく採用をされた日に特
地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第
1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及
び額

(2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとな
った公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異
動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の
指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準
特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び
第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間
及び額

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤
する公署が、当該職員の適用日又は定年前再任用条例第2
条の規定に基づく採用された日前に特地公署又は準特地公
署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当
該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項
の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4)～(6) [略]

5 [略]

附 則

[略]

<p>4 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員であつて、<u>条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p>5 条例附則第39項の規定の適用を受ける職員のうち、<u>第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</u></p>
--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則及び次項の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年岩手県人事委員会規則第12号）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「定年前再任用条例」という。）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）<u>第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。</u></p> <p>3～6 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>（改正後の特地勤務手当等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号。以下「整備等条例」という。）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「定年前再任用条例」という。）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）<u>第3条第2項及び第4条第2項の規定を適用する。</u></p> <p>3～6 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。